

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則（規則第四十七号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うため、新たに五つの委員会を設置することとし、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年五月九日